★事前確認の受付は２０２２年５月２６日（木）１５時（必着）までです。郵送の場合は特にご注意ください。

【宛先】松本商工会議所奈川支所行き　FAX:79-2743

◎ FAXをお持ちでない場合の郵送先　〒390-1611 松本市奈川 2546-1　松本商工会議所　奈川支所

◎ FAX、郵送の際は、行き違い防止のためお手数でもご一報ください。 TEL:79-2420、受付時間:平日9時～17時

事業復活支援金　事前確認チェックシート兼依頼書

- **一時支援金又は月次支援金を受給している場合には、原則として改めて事前確認を行う必要はありません。**
- **以下の必要事項をご記入し、確認した項目の□にレ点**を入れ、FAX 又は郵送でご提出ください。
- 本依頼書を受信後、内容の確認がとれ次第、当会議所から代表者の方にお電話でご連絡致します。

会員の申告	□ **当事業所は松本商工会議所会員（又は松本商工会議所に登録のある特定商工業者）です。** ※ 会員加入期間が1年未満の場合は、今後の予定として会員加入期間が1年以上となることが必要です。 ※ 非会員であった場合は当所からご連絡致します。ご不明な場合はお電話でお問合せ下さい。		
事業形態（1つ選択）	□ 法人（法人番号）→		
	□ 個人事業者等（事業所得）　□ 個人事業者等（主たる収入が雑収入・給与所得）		
法人名又は屋号			
代表者氏名		代表者生年月日	西暦　　年　　月　　日
住所	〒		
電話番号		FAX 番号	

※情報は支援金の事前確認をするための使用や事業所情報の管理以外には使用しません。

◎ **事前にインターネット上で仮登録した際に発番された申請ID、電話番号をご記入ください。↓**

申請ID	C	ID取得時に登録した電話番号	

□ １.新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少しており、以下**①～⑨からその理由を選択（1 つ以上）**し申告します。

（需要の減少による影響）

□ ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

□ ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少

□ ③消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少

□ ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少

□ ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行客の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少

□ ⑥顧客・取引先が上記①～⑤のいずれかの影響を受けたことに伴う自らの財・サービスへの発注の減少

（供給の制約による影響）

□ ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難

□ ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約

□ ⑨国や地方自治体の就業に関するコロナ対策の要請に伴う自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

【各事項をご確認ください。必要な箇所に、記入漏れやチェック（レ）漏れがある場合は、事前確認ができません】

□ ２．新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

□ ３．対象月の売上が基準月と比べて 30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。

・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。

・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。

□ ４．事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識している。

□ ５．「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。

□ ６．今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識している。

□ ７．復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は７年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。

□ ８．復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどする他、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務を負うこと、氏名等の公表、刑事告発等の措置があることを認識している。

□ ９．代表者又は個人事業者等本人が「宣誓・同意書」を全て読んだ上で自署している。

□ １０．上記内容とあわせ、経済産業省「事業復活支援金の詳細について」をホームページ又は書面で読んで内容を認識している。

□ １１．審査は支援金事務局の判断によるため、松本商工会議所の事前確認は支援金の給付を約束ものではないこと。

□ １２．以上について代表者本人が確認し、支援金申請のための事前確認事務を依頼します。

令和4年　　月　　日　代表者署名（自署）

＜松本商工会議所　使用欄　：　手順　①一次確認（受付者）→　②TOAS 再確認者→　③事前確認登録（受付者）＞

会員確認	□ 会 、□ 特 No:	受付担当者		TOAS 再確認者		登録日	令和4年　月　日